

海岸漂着物対策専門家会議（第9回）

平成27年3月16日

海岸漂着物対策専門家会議（第9回）

平成27年3月16日（月） 15:00～16:00

環境省第1会議室

議 事 次 第

【議 題】

1. 漂流・漂着ごみ対策関連予算について
2. 海岸漂着物処理推進法施行状況について
3. その他

【資料一覧】

- 資料1 海岸漂着物対策専門家会議委員名簿
- 資料2 漂流・漂着ごみ対策関連予算
- 資料3 海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果（抜粋）

参考資料1 海岸漂着物処理推進法

参考資料2 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

参考資料3 海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果

午後 3 時 0 0 分 開会

○坂本海洋環境室長 それでは、定刻となりましたので、第 9 回海岸漂着物対策専門家会議を始めさせていただきます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、水・大気環境局水環境課海洋環境室の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、私どもの早水大臣官房審議官よりご挨拶を申し上げます。
○早水水環境担当審議官 環境省の大臣官房審議官で水・大気環境局の担当をしております早水と申します。よろしくお願いいたします。

今日は、大変お忙しい中、この専門家会議にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日ごろから、海岸漂着物処理推進法の理念に基づきまして、海外漂着物対策の推進にご尽力をいただきまして、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。

海岸漂着物対策に関しましては、平成 21 年 7 月に推進法が制定されまして、その翌年 3 月に国は基本方針を閣議決定いたしました。それ以来、政府を含めましたさまざまな主体の役割が定められまして、各種の取組が実施をされているところでございます。特に、各都道府県におかれましては、法律と、それから、基本方針に基づいて地域計画を作成して、海岸漂着物対策を推進していただいているということでございます。

本日は各省庁の方々にも来ていただいておりますので、各省庁の取組につきまして後ほどご紹介をいただくこととなりますけれども、環境省の取組につきまして若干申し上げますと、本年度も皆様方のご支援をいただきまして、海洋ごみの回収、あるいは、発生抑制対策に利用できる自治体で活用いただく補助金として、平成 26 年度の補正予算で 25 億円を措置することができました。また、平成 27 年度の政府予算案におきましても 3.5 億円を要求しているということでございます。今年度までの事業に引き続きまして、海洋ごみ問題の解決に向けた取組が進むように努めていきたいと考えております。

本会議でございますけれども、海岸漂着物処理推進法に基づきまして設置をされているということで、政府、都道府県、あるいは、ほかの主体の進める海岸漂着物対策につきまして現状を整理して、今後の進め方につきましてご助言をいただくということになるかと思っております。これまで年に一度ぐらいということで開催してまいりまして、今回で第 9 回目となりますけれども、本日もいろいろ今後の対策につきましてご紹介をする中で、委員の皆様方から各専門のご見地から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりまして

の挨拶とさせていただきます。今日はよろしく願いいたします。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、本日出席の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず初めに、兼廣委員でございます。

○兼廣委員 兼廣です。よろしく願いいたします。

○坂本海洋環境室長 続きまして、川崎委員でございます。

○川崎委員 川崎です。よろしく願いします。

○坂本海洋環境室長 続きまして、小島委員です。

○小島委員 小島でございます。よろしく願いいたします。

○坂本海洋環境室長 続きまして、田中委員でございます。

○田中委員 田中です。どうぞよろしく。

○坂本海洋環境室長 続きまして、長野委員でございます。

○長野委員 長野でございます。よろしく願いします。

○坂本海洋環境室長 続きまして、西島委員でございます。

○西島委員 西島でございます。よろしく願いいたします。

○坂本海洋環境室長 続きまして、藤枝委員でございます。

○藤枝委員 藤枝です。よろしく願いします。

○坂本海洋環境室長 最後に、渡邊委員でございます。

○渡邊委員 どうぞよろしく願いいたします。

○坂本海洋環境室長 本日、8名の委員の方にご出席いただいております。

なお、本日、ご都合によりまして、公益財団法人リバーフロント研究所の竹村委員、そして、鳥取環境大学の小林委員、2名の委員がご欠席でございます。ご報告申し上げます。

続きまして、皆様のお手元でございます、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第が冒頭でございます。続きまして、資料 1、海岸漂着物対策専門家会議委員名簿。資料 2、漂流・漂着ごみ対策関連予算（総括表）。別紙 1 に個別の予算の概要を書かせていただいております。別紙 2 で、個々の事業の詳細につきご説明させていただきます。資料 3、海岸漂着物処理推進法施行状況調査の抜粋要旨でございます。あと、参考資料が三つございます。参考資料 1 は海岸漂着物処理推進法。参考資料 2 は海岸漂着物の基本方針。そして、最後、参考資料 3 は海岸漂着物処理推進法施行状況調査詳細版でございます。以上、資料は皆様方のお手元でございますか。もしなければ、もしくは、落丁があれば、事務局のほうに

お声をかけてください。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議は、海岸漂着物対策専門家会議設置要綱に基づき公開とさせていただいております。マスコミの皆様におかれましては、カメラは冒頭の頭撮りということでお願いいたします。

それでは、これより、議事の進行につきまして、兼廣委員に座長としてお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○兼廣座長 それでは、議事進行を務めさせていただきます兼廣です。よろしく願いいたします。

早速ですが、議事に入らせていただきます。

まず、議題1の漂流・漂着ごみ対策関連予算についてという内容で、各省の予算について、事務局及び関係省庁からご説明をお願いいたします。

○三枝海岸漂着物対策係長 それでは、資料2をご覧ください。まず、全体の予算について、事務局からご説明いたします。

まず、農林水産省は、平成27年度の当初予算が18億3,700万円プラス818億5,000万円の内数です。経済産業省は3億円の内数です。国土交通省は2,314億1,100万円と7,947億700万円の内数です。気象庁は予算措置なしです。海上保安庁も予算措置なしです。環境省は6億9,500万円と393億6,000万円の内数です。国土交通省、農林水産省の災害関連の事業については、災害関連事業の内数を措置しております。

では、次に、資料2(別紙1)をご覧ください。これから各省庁の個別の予算の説明をしたいと思います。各省庁の方にご説明を御願いたします。

○坂本海洋環境室長 それでは、まず、農水省さん、お願いいたします。資料2(別紙1)でございませう。

○農林水産省林野庁森林整備部治山課 農林水産省林野庁でございませう。

私どもは治山事業ということでここに記載させていただいております。施策名は、災害に強い森林づくりの推進ということでございませう。最近、雨の降り方なんかが変わってきて、山崩れが非常に発生していて、私どもとしては、それによる被害をどうやって防いでいくかということで取り組んでございませう。資料2(別紙2)、関連予算の事業詳細というページの、1枚めくっていただきまして、2ページに治山事業の紹介をさせていただいております。この会議との関連で申し上げれば、いわゆる流木、これの発生を防いでいくというところが一番大きく関わってくるところでございませうが、この資料の左側の真ん中のところに流木防止対策の推

進ということで記載してございまして、森林の崩壊を防ぐために、荒廃森林の整備ですとか、治山施設の設置を行う、あるいは、真ん中の写真にございますように、溪流内に堆積しているいわゆる危険木、こういったものを除去したりですとか、あるいは、左側の写真にございますように、施設で流れてくる流木を補足したり、そういったことをやっているところでございまして、こういった一連の取組を流木防止総合対策ということで、特に、平成 27 年度の治山事業の予算においても重点的に取り組んでいるところでございます。

簡単でございますが、以上です。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

続いて、水産庁さん、お願いいたします。

○農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課 水産庁漁場資源課でございます。

水産庁からは、資料 2 の 2、3、4 についてご説明いたします。詳細版の資料 2 (別紙 2) の 3 ページからでございます。

まず一つ目ですが、漁場漂流・漂着物対策促進事業ということで大きく二つの事業を行っております。一つは、漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及等による発生源対策、具体的には、養殖等で使う発泡スチロールを減溶したり、あるいは、固形燃料としてリサイクルできないかという技術開発等をやっております。

それから、もう一つは、漂流物等の回収処理に係る漁業者負担の軽減対策ということで、漁業者が漂流物を回収処理する際に、その費用について助成をするという事業を行っております。

続きまして、次のページでございますが、漁場復旧対策支援事業、これは、東日本大震災の関係で、主に東北 3 県を中心に支援しておりますが、漁場の中に流れた瓦れきを回収する際の費用、漁業者が回収したり、あるいは、専門業者で大型の機械を使って大きな瓦れきをとるといったところに支援を引き続きしているというところでございます。

○農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 続きまして、防災漁村課です。

5 ページ目に水産環境整備事業というのがございます。左下に水域環境の保全のためのということで、堆積物の除去という事業がございます。平成 27 年度は 108 億 6,200 万円計上しております。あと、表のほうで、復興枠としまして 9 億 1,900 万円計上しております。

以上です。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

続いては、経済産業省さん、お願いいたします。

○経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室 経済産業省環境指導室でございます。よ

ろしくお願いいたします。

資料 2（別紙 1）の 5 番のものでございます。容器包装リサイクルの円滑な推進については、国内において、事業者等による容器包装廃棄物の排出抑制等を促進すること、これが漂流・漂着ごみに対する対策として有効であるということで、容器包装リサイクル法を適切に施行して、同法に基づき排出抑制を促進するというようなことでございます。

資料 2（別紙 2）の詳細版のほうの 6 ページをご覧くださいと思います。こちらのほうは、重複となりますけども、平成 18 年に環境省のほうで海洋管理者に対する漂流・漂着ごみアンケートというものがあまして、このアンケートにおきまして、流木や漁具等類につきまして、ペットボトルや瓶、缶、ポリ容器等が挙げられているというようなことで、これらの漂流・漂着ごみには、海外からの漂着物も含まれるわけでございますけども、国内で発生したのも多く含まれているということで、これらの事業者等によります容器包装廃棄物の排出抑制を促進して、漂流・漂着ごみに対する対策として有効であると考えているということで、1 ポツとしまして、容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進というようなことで、家庭などで一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、その減量と資源の有効利用の確保を図るということ、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者のリサイクル義務というものを規定している容器包装リサイクル法の適切な執行をしていくということでございます。

二つ目としまして、3R の普及啓発ということで、毎年 10 月に 3R 推進月間と位置づけて、そういった排出抑制というものの普及・広報活動を行っているというところでございます。

説明としては以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省さん、お願いいたします。

○国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 国土交通省河川環境課でございます。

資料 2（別紙 1）の 6 番目、直轄河川におけるごみ問題への取組でございます。こちらにつきましては、資料 2（別紙 2）の 7 ページ目をご覧くださいと思います。河川におきましては、河川、あるいは、ダム等にたまりました流木の処理などをやるとともに、資料に書いておりますように、河川管理というような観点で、不法投棄禁止の看板の設置でありますとか監視カメラの設置、あるいは、樹木伐採による見通しの向上、こういった取組でありますとか、あと、関係機関との連携ということで、関係機関との合同パトロールの実施、あるいは、普及・啓発というような観点では、ごみマップ等を活用しまして、地域の住民との連携した河川

清掃の実施、こうしたことに取り組むことによりまして、ごみの投棄しにくい環境づくりというのに取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

○国土交通省港湾局海洋・環境課港湾環境政策室 国土交通省港湾局でございます。

資料1（別紙1）の7、海洋における漂流ごみや油の回収ということでご説明いたします。

資料2（別紙2）の8ページをご覧いただきたいのですが、港湾局では、各地方整備局におきまして、写真に示しておりますような漂流ごみの回収船を配備しております、図に描いておりますような東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明八代海でありますような閉鎖性海域におきまして、船舶の航行の安全や海洋環境の保全を守るために、漂流ごみや油の回収業務を行っております。この漂流ごみや油回収のために必要な費用としまして、平成27年度につきましては、港湾事業費2,314億1,100万円の内数で事業を実施する予定としております。

以上です。

○坂本海洋環境室長 続いて、気象庁さん、お願いいたします。

○国土交通省気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課 では、気象庁の取組についてご紹介させていただきます。

資料2（別紙1）の項目8番、資料2（別紙2）のほうでは9ページになりますが、日本周辺及び北西太平洋の浮遊プラスチック類の監視ということで取り組んでおります。気象庁では海洋観測船が2隻ありまして、気候変動や地球温暖化の監視ということで観測を実施しているわけですが、その観測ラインのところ、1977年から浮遊プラスチック類の海上漂流物について目視観測を継続して行っているところがございます。来年度も引き続きそのような観測を実施していくところがございます。

以上です。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、海上保安庁さん、お願いいたします。

○国土交通省海上保安庁警備救難部環境防災課 海上保安庁です。

我々は、事務局のほうからご紹介いただきましたとおり、予算措置はございません。

二つほど挙げさせていただいておりますので、活動の中身を紹介させていただきます。

資料2（別紙2）の10ページをご覧ください。

まずは、我々、海上保安業務にあわせまして、一般市民を対象としたごみの分類調査、これ

の協力をさせていただいております。毎年6月になるのですが、我々海上保安庁では「海洋環境保全推進月間」というふうに定めまして、各地のボランティア等と協力しながら、海浜のごみの分類調査、これを行っているというところなんです。平成26年度は全国65カ所、8,449名参加により、ごみの分類調査を行いました。本年度も同規模でということ考えております。

二つ目は、大規模漂着状況の原因調査というものなんですけれども、同一の排出源から多量のごみ、こういったものの漂着があった場合に、事件・事故両面の観点から調査等を実施しております。

以上、海上保安庁の取組でした。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

それでは最後に、環境省のほうからご説明申し上げます。

○三枝海岸漂着物対策係長 環境省は、資料2（別紙1）11、資料2（別紙2）の11ページの海岸漂着物等地域対策推進事業について、平成27年度当初予算3億5,000万円を要求させていただいているところでございます。また、平成26年度補正予算においては25億円を措置させていただいております。

施策の概要は、都道府県等が実施する海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策等に補助金を交付して、支援するものでございます。平成27年度に実施する事業からは、漂流ごみと海底ごみの回収処理に関してもメニュー化させていただきました。ありがとうございます。

次のページ、資料2（別紙1）12番、資料2（別紙2）の12ページ、漂着ごみ対策総合検討事業、そして、漂流・海底ごみ対策総合検討事業について、合わせて8,700万円ほど措置させていただいております。まず、漂着ごみに関しましては、全国的・経年的な漂着状況の把握、効果的な発生抑制源対策の検討、そして、漂着ごみが生態系に与える影響を評価し、それを踏まえた適切な対策を検討するという事業を実施します。

また、漂流ごみ・海底ごみに関しましては、日本周辺の沖合域や沿岸域で漂流ごみ・海底ごみの調査を実施しまして、近年問題となっておりますマイクロプラスチックを含めたごみの分布状況を明らかにするものでございます。

次の施策は（別紙1）14番になります。こちらにはポンチ絵はございませんが、廃ポリタンク等の漂着状況の調査ということで、廃ポリタンクや医療系廃棄物及び特定な漁具に関して、都道府県や市町村などと連携して漂着状況の把握をするものでございます。こちらに関しては予算措置はございません。

そして、15番ですが、被災影響海域における海洋環境モニタリング調査ということで、平

成 27 年度当初予算で 2 億 5,800 万円措置させていただいております。こちらは、東日本大震災により生じた津波起源の被災地からの有害物質や海底ごみの調査、あとは、震災起因洋上漂流物に係る海洋環境等に関する環境影響調査を実施するものでございます。

次に、16 番でございます。国立・国定公園海域公園地区指定調査事業及び国立・国定公園の海域適正管理強化事業でございます。こちらは、平成 27 年は 1 億 4,400 万円の内数の予算を措置させていただいております。こちらの内容は、海域の国立公園の保全管理を強化するとともに、海域公園地区の指定を進める事業を実施しております。その中で、国立公園等の自然海岸などにおいて、ウミガメや海鳥の繁殖地域などの保全のために漂着ごみの回収などを含むすぐれた管理体制の確立ですとか、効果的な管理手法を導入した対策というものを実施する予定でございます。

では、次に環境省の廃棄物対策課からお願いいたします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 環境省の廃棄物対策課でございます。

資料のほうでは 17 番と 18 番になるかと思えますけれども、こちらのほうは廃棄物・リサイクル対策部関連ということで、廃棄物・リサイクル対策部関連では、基本的には陸域でのごみの発生抑制、それと、不法投棄対策、そういったものを実施しておりますが、ここでは、漂着したごみに対する支援措置についての予算を計上しております。

まず、17 番でございますけれども、こちらのほうは、いわゆる災害で発生しました廃棄物の処理についての予算措置というところでございまして、市町村がこういった廃棄物処理を行う場合の予算を補助するものでございます。これにつきまして、漂着物につきましては、海岸保全区域外の海岸に漂着したもので災害に伴うものに対しての補助、あるいは、災害でなくても、まとまったごみが漂着している場合に、そういったものの市町村が処理する場合の費用について補助をするものになっております。予算としましては、平成 27 年度については 2 億円の内数ということになっております。26 年度を見ていただきますと、26 年度予算 2 億 500 万の内数ということですが、実際は、災害等が発生しますと、その費用というのが必要になってまいりますので、補正予算で 49 億 500 万円を要求して、措置しております。

次に、18 番でございますけれども、こちらは、基本的には市町村のごみ焼却施設などの整備をすることを支援するための予算でございますけれども、海岸漂着物関連につきましても、平成 22 年度から、そのメニューに海岸漂着物に対する除塩施設でありますとか、破碎切断施設、そういったものの施設の整備も追加しております。そういった中で、この内数の中で補助

をしているものでございます。

以上です。

○三枝海岸漂着物対策係長 それでは、次に、別紙の 19、20、21 と、リサイクルもしくは 3R 関連の事業が入っておりますので、ご説明させていただきます。

まず、19 番ですが、環境配慮型容器包装設計検討のためのコンソーシアム事業ということで、容器包装を利用する製造メーカーなどの特定事業者におけるさらなる発生抑制の取組強化が期待されているところ、消費者、製造事業者、小売事業者等にてコンソーシアムを行うことで、今現在ある課題を洗い出す事業を実施するものでございます。

そして、別紙の 20 番でございますが、平成 27 年度使用済製品等のリユース促進調査業務ということで、市町村とリユース業者や市民団体・NPO 等などとの連携によるリユース等の実証事業、中古衣類等の海外でのリユース実態調査、インターネットオークションや宅配リユースに関する実態調査を実施し、さらなるリユースの推進方策を検討するものでございます。

最後に、21 番、容器包装における環境負荷低減効果等モデル等検討調査業務ということで、環境負荷のさらなる低減と社会的費用の効率化における再商品化について、弁当殻のリサイクルモデル等の事業の実施可能性について、実施主体、事業実施予算、具体的な実証方法、実証事業後の検討課題等、実証事業を行う上で必要な検討課題を洗い出す調査検討を行っていくものでございます。

環境省からは以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

それでは最後に、農水省さんと国交省さんの災害関連の施策につきまして、国交省さんのほうからご説明いただきます。

○国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室 国土交通省でございます。

22 番の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業ということで、資料 2（別紙 2）の最後の 15 ページにつけさせていただいております。洪水、それから、台風等によって海岸に漂着した流木等やごみが、これを放置することによって海岸保全施設の機能に損害を与えるということで、その場合に、災害復旧事業ということで、各海岸管理者であります都道府県さん、市町村さんのほうから申請を上げていただきまして、査定をし、国庫補助を行う事業でございます。今年度も申請をいただきまして、補正予算等によって補助を行っているところでございます。

以上です。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

以上で予算並びに事業に関するご説明でございます。

それでは、座長、司会をお返しいたします。

○兼廣座長 ご報告をどうもありがとうございます。

ただいま、環境省を初めとして、各省庁の漂流・漂着ごみに関連する予算の内容と、今年度、平成 27 年度ですが、その予算と、あと、施策の概要も含めてご紹介いただきました。22 ぐらいの施策がありますが、この中で、従来の継続というのはかなり多いことは多いのですが、27 年度から新規の施策も幾つか入っております。この内容につきまして、委員の方々からご意見、ご指摘等があればお願いいたしたいと思っております。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 どうもありがとうございます。3 点ございます。

1 点は、ちょっと興味本位のような感じでもあるのですが、気象庁の浮遊プラスチック類の監視の図がございまして、東日本大震災の影響というのは何か出ているのでしょうかということが 1 点であります。

2 点目は、今、委員長がおっしゃっていましたが、環境省さん以外は継続事業の予算が多いということですが、同じ継続予算の中でも、やり方で新しくこういった工夫をしているというようなことがもしあればご紹介いただきたいということが 2 点目であります。

3 点目は、水産庁さんなんですけれども、今日は担当の課の方がおられないので、要望のようになるかもしれませんが、水産庁さんのほうで離島再生事業交付金という、大変離島にとって役に立っている予算、事業がございまして、これについては 27 年度も継続していただけるということで、大変我々は感謝しているわけですが、その中で、今まで、実は離島集落において、海ごみの海岸漂着のごみの処理をその予算でやれたのですが、今度は補助対象ではなくなったというようなことで、各集落等も非常に今までやっていたのに、これでできなくなるということで心配しているのですが、この辺りを何らかの形で工夫していただけないかということをお願いいたします。

以上、3 点です。

○兼廣座長 今、3 件ばかりご質問というか、ありましたが、お願いします。

まず、気象庁さん、よろしゅうございますか。

○国土交通省気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課 気象庁でございます。

もう一度資料 2 (別紙 2) の 9 ページを見ていただければと思います。9 ページの下のほう

に、折れ線グラフの右側のほうにありますが、これは 1985 年以降の浮遊プラスチック類の数なのですが、2011 年のところでぴょんと飛び出ているというか、数が多くなっているのは、これは、まさに委員がおっしゃったとおり、東日本大震災の影響だというふうに考えております。

以上でございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

それでは、二つ目で、新しい試みで、既存事業の中でも新しい取組があればご紹介いただきたいということですが、林野庁さん、何かございますか。

○農林水産省林野庁森林整備部治山課 林野庁でございます。

それほど紹介するほどの中身ではないのかもしれませんが、私どもは発生源としての流木の抑制ということを取り組んでいるわけですが、いわゆる治山対策という中に、いろんな取組がございます。いわゆる集落周辺のその山を守っていくとか、あるいは、奥地水源地域の水源地域の整備をやるとか、いろんな取組があるのですが、そういう中で、こういった流木の発生源を抑制するための、例えば、危険木の除去というものを事業の執行に合わせてやるというようなことを、今まではどちらかというと里メーンでやっていたのですが、水源地域といましようか、いわゆる奥地のほうについてもできるような形での運用の改善を図っているというようなことは、27 年度からの新しい取組として考えているところでございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

では、水産庁さん、ございますか。

○農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課 担当がないので、詳細は申し上げられないですが、海ごみが対象でなくなったということなので、ほかの事業、あるいは、ほかの省庁さんと連携できるところは連携してやっていくということを考えなければいけないかと思いますが、いずれにしても、担当のほうには伝えさせていただきます。

○兼廣座長 今のは三つ目の質問で、二つ目の何か新しい試みはございますか、既存事業の中で。特にないのですか。ありがとうございます。

続いて、経産省さん、何か新しい試みはございますか。ありがとうございます。

国交省さん、何か新しい試みはございますでしょうか。よろしゅうございますか。

港湾局さんはいかがでございますか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

続きまして、海上保安庁さん、何か事業の中で新しいことをおやりになっておりますでしょうか。ありがとうございます。

気象庁さん、いかがでございますか。ありがとうございます。

では、環境省のほうから何か新しいのはございますか。廃・リ部さん、よろしいですか。

ほかはよろしいですか、環境省さんは、新しい試み。一つありますか。

○三枝海岸漂着物対策係長 先ほどお伝えしました（別紙1）11番について、海岸漂着物等地域対策推進事業ということで、先ほども概要をさらっと申し上げましたが、平成27年度の事業より、これまでは、漂着したごみの回収処理に関しては、漂着したごみの回収処理のみが対象でしたが、漂着する前の漂流しているごみ、または、海底にあるごみというところも回収の対象とさせていただいております。これにつきましては、これまでも海岸漂着物対策専門家会議で皆様方からご指摘、ご意見等をいただきまして、その結果が現れたのかなど、このように思っております。26年度補正予算の事業からです。

以上でございます。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、三つご質問いただきましたが、よろしゅうございますか。

それでは、座長にお返しいたします。

○兼廣座長 よろしいですか。最後の、今までのグリーンニューディール基金みたいな予算措置が具体的にちょっとわかりづらくなってきているのかなとは思いますが、その部分は大丈夫でしょうか。

○渡邊委員 実は、海ごみの関係で今までずっと要望しておった漂流・海底、このごみを対象にさせていただいたということに対しては非常に感謝しておりますということを一言申し添えさせていただきます。

○兼廣座長 ありがとうございます。海底ごみが、今までそういう処理の仕方については検討していただかなかったですので、今おっしゃったように、それは大きな進歩だろうというふうに思います。どうもありがとうございます。

ほかに。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 質問が二つございます。

一つ目は、気象庁さんの9ページの資料のところ、27年度の予定として、海面浮遊のマイクロプラの採集をなさる予定だということが書いてあるのですが、これは、ここ数年、こういったマイクロプラスチックの問題が、国際的にも国内でも非常に関心が高まっておりまして、今後の、あるいは、ほかの調査との関連などでこういったことをなさるのかを、差し支

えない範囲で、他省庁でも結構ですので、マイクロプラに関して、もう少し具体的なことがお決まりでしたら、教えてください。

もう一つの質問は、震災起因の漂流物のことなんですけれども、ちょうど1年前ぐらい、昨年5月ぐらいから、ハワイとか何カ所から、被災地から流出したと思われる小型船舶等の漂着のほうは私どもの団体にも入っております。通常のルートでは、現地で発見された場合に、領事館等を通じて外務省から最終的に海洋政策本部まで行って、その持ち主の確認とか、返還を希望するかどうか、逆のルートでまた現地に返事をするということだということを承知しているんですけれども、私どものところにも、別途、NGOの方などからそういった連絡がございまして、その都度、公式ルートもあるので、そちらの照会もお願いしますということを言っているのですが、ここ最近4件ほど発見というのがございまして、それを関係の方々の皆さんはきちんと共有されていて、ある程度迅速に返信が行っているのかどうか、私どものところにも情報がなく、現地の方々から、例えば、アメリカの海洋大気局などのほうに照会をしているというところは来ているんですけれども、返事になかなか時間がかかっているようなので、それがどうなっているか。今日は海本部さんにご欠席のようなんですけれども、わかる範囲でお聞かせいただければと思います。

なぜこのような質問をしたかと申しますと、従来の海洋ごみとは違う問題ではあるのですが、被災地からのものということで海外の方からも非常に関心が高くて、それを何とか持ち主が見つかるのだったらお返しする、あるいは、見つかったということだけでもお知らせしたいということがあるんですね。以前に、照会結果に対して、返還を希望しないというお返事しか行かなかったようなので、それはそれで返事の一つではあるのですが、やはり人が介在していることですので、もう少し気持ちの入った対応をしていただけるといいのかなということを常々感じておりますので、あえてご質問させていただきました。

○兼廣座長 ありがとうございます。

2点、マイクロプラスチックに関連することと、あと、震災漂流物・漂着物ですか。

気象庁さんをお願いします。

○国土交通省気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課 では、マイクロプラスチックの採集についてご説明させていただきます。

気象庁では、大分前からというか、浮遊プラスチック類の海上漂着物の目視観測と同じように、タールボールという油の汚染の関係の監視をするために、タールボールネットというもので、油のいわゆる小さな粒子、それをずっと観測というか、航海の中でそれを引いてというこ

とをやっております。

最近、油のほうは実はあまり採集できない、タールボールは採集できなくて、むしろマイクロプラスチックがちょっととれるようになってきたということがありまして、そういった状況も踏まえまして、マイクロプラスチックの採集について、今年も試行をしているのですが、来年度も試行をしていきたいというふうには考えております。

ただ、今後どのようにしていくかというのは、まだ完全に決まったわけではないですが、いわゆるこの観測の航海自体はやっていきますので、そういった中で、とりあえずやれる範囲でやっていこうかなというところでございます。

○兼廣座長 どうぞ。

○坂本海洋環境室長 環境省でございます。

私どもは従来より海洋環境モニタリング調査というのをやっておりますが、その中で、ここ数年、微細なプラスチックもプランクトンネットで採集をさせていただいております。引き続き続けていければというふうに思っております。

もう一つは、今年度、沖合域で漂流・海底ごみの調査をやらせていただいております。また、瀬戸内海でも沿岸域の漂流・海底ごみの調査を行わせていただいておりますが、その中で、一つの課題としてマイクロプラスチックを入れておりまして、採集を行っております。今、分析したものはまとめにかかっておりますけれども、情報等を提供できればというふうに考えております。

あともう一つ、海岸でも調査事業をやっておりますが、その中でも、海岸に漂着したマイクロプラスチックについて、今年度から採集・分析等を行っていこうということで取り組んでおります。

以上が私どものマイクロプラスチックの取組でございます。

あと、総合海洋政策本部さん、申し訳ございません、突如いらしてすぐなんですけども、実は小島委員のほうからご質問がございまして、東日本大震災で流れ出した船なんですけども、アメリカ、カナダの海岸に漂着をして、現地から報告があると。最近も4件ほどご報告があったということなんですけども、その4件について、いわゆる被災地への問い合わせ等についてどのような進捗状況なのか、また、どういった形で先方さんのほうにお返ししているのか、何か情報があれば教えていただきたいということです。小島さん、そういうことでよろしいですか。

○内閣官房総合海洋政策本部事務局 私は震災の漂流物の直接の担当ではないのですが、そういう漂着物がありましたという連絡が来たら、内閣官房総合海洋本部のホームページで、

どういものが流れ着き、どういう特徴があるかということを書真も込みで公開してありまして、それを見た方からの連絡待ちというふうな形になっております。3 カ月ほどホームページで公開してありまして、特に連絡がなかった場合というのは、どんどん漂着物の連絡が来るわけなので、その情報でいっぱいになってしまうので、3 カ月程度で削除しているというところが現状でございます。

○兼廣座長 小島委員から、もう少し丁寧な対応をしていただけないだろうかというお話もございましたが、いかがですか。

○内閣官房総合海洋政策本部事務局 それは、持ち帰って検討させていただきますということで、すみません、よろしいでしょうか。

○小島委員 現状のご対応の状況についてはわかったのですが、船の場合は、写真の中に船体番号とかがあったりすると、被災県の水産振興課さんのほうに照会すると、所属漁協等を教えていただいて、個人情報までは公開していただけないのですが、漁協さんを通じて、持ち主の方がご健在かとか、船の返却自体は無理でも、写真とか、あるいは、船の中に残っていた記念になるようなものが欲しければお返ししますとおっしゃる発見者の方もいらっしゃるもので、そういうところまで実はできるんですね。私どもに照会というか、公式なルートでの照会と並行して、NGO の方から私どもにあったときは、お返事がまだのような場合は、私どもから都道府県に連絡をして、そういう情報をお返ししたりはしています。

ただ、国としての公式ルートというのを飛び越して勝手にどんどん私どもでやるわけにもまいりませんし、それ相応に手間とか、それから、照会のときに費用等も、漁船の場合は漁協さんに聞けるのですけれども、個人所有の水上バイクのようなもの場合は、小型船舶の登録の機構のほうに照会をして、登録情報というのを出していただいたりしないといけないんですね。一つ一つは手間がかかるのですけれども、何らかをもうちょっとサイトに載せて、情報がなかったら3 カ月で終わりというのではなくて、手がかりがあるようなものについては、もう少し手厚いことがやっていただけるとありがたいと思います。

○坂本海洋環境室長 この件については関係省庁も関係してありまして、それぞれの省庁に問い合わせが来ておりますので、漁船であれば水産庁さんのほうから都道府県のほうにもお問い合わせさせていただいているということばあろうかと思えます。いずれにしましても、先ほどの4 件を含めまして、私どものほうでも個別に確認してみたいと思えます。ありがとうございます。

座長、どうぞお願いいたします。

○兼廣座長 どうもありがとうございます。

今、ご質問等のあったマイクロプラスチックについては、実は日本以外にも、世界的にも最近かなり注目をしている問題になっています。日本でも、20年以上前からマイクロプラスチック化の問題についてはわかっているのですが、根本的な対策はあまり進んでいないというのが現状だろうと思います。

プラスチックの漂流物が海に流れ出ると、必ず全てマイクロ化しますので、マイクロ化をする前に出ないように、あるいは、出ても早急に回収するとか、そういう仕組みとかを検討していかないといけないだろうというふうに思います。

ご参考までに、もう1点。マイクロプラスチック、最近はあまり表へ出てきていないのですが、化粧品等に使われる、あるいは、洗顔剤等に使われる、むしろビーズというんですか、微粒子状のプラスチック製品が環境汚水中に漏れ出て、生態系への影響を与えていると。これも外国でもかなり注目を置いていて、化粧品等に使う微粒子のプラスチックは使わないようにしましょうという動きも、そういう延長の中にあるそうです。

それでは、ほかに委員の方々からご意見は。

藤枝委員、どうぞ。

○藤枝委員 藤枝です。

今日のこの議題は予算についてという議題なので、要望になるかと思えますけども、以前もこの会合のときにお話ししたのですが、昨年度は、実際、どのようにどこでどれくらい使われたのかと、具体的な特に大きな補助金等は報告していただいたほうが、それが実際に使われているのか、それとも、何か問題があってなかなか使われていないのか、それから、先ほど渡邊委員からあったように、ニーズがあるのだけでも終わってしまった事業があるとか、そういうところがわかってくるかと思えます。ぜひとも来年度は、予算という議題の中に、前年度の実績をもう少し丁寧に報告していただいて、それぞれの省庁がどれだけ実際に胸を張ってやっているのかというところを見せていただければなという要望です。

○兼廣座長 ありがとうございます。

要望、後ほど多分執行状況等でお話もあると思えますので、多少そちらのほうに関連してくるのかもしれないですね。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。ご指摘のところはごもっとものところでございます。私どものほうといたしましても、来年度に向けまして、関係の省庁さんともご相談しながら、実績等についてできる限り出せるものは出していくという形にしたいと思えます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

ほかに。

長野委員、どうぞ。

○長野委員 細かい話です。資料2の17番と22の事業の区分けになるのですが、この資料2(別紙2)を見れば、15ページと13ページですが、海岸保全区域というところで分かれていると思いますけれども、15ページのほうを見れば、保全区域が離れていても、この災害関連緊急大規模漂流流木等処理対策事業でやるということで、この離れているというのは、ちょっと読むと1キロということで、だから、1キロ離れているのであれば、一連のものとして全部こちらの事業でやって、海岸保全区域でないところは、17の資料2(別紙2)の13ページの事業でやるという理解でよろしいですか。

○国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室 海岸保全施設の機能に損害を与えるかどうかということで割り切らせていただいていますので、我々としては、海岸保全施設がある周辺ということで、こういうふうに1キロと割り切りをさせていただいています。ただ、これも、従前は一つの海岸ごとでやらせていただいたのですが、今はまとめてやっていただけるように、やりやすいようにさせていただいておりますので、各県からも申請が上がってきているところでございます。

○田中委員 質問なんですけども、漂流・漂着ごみ対策関連の予算ということで、この予算を全部合計すると相当の金額になります。ただ、数字の内数と書いていますので、この数字を全部足すと1兆円を超えていますけども、具体的に漂流・漂着ごみのために使ったのがわからない。それから、廃棄物の発生抑制というような当たらずとも遠からずというようなものも入っている。例えば、環境省の17、18は災害廃棄物ですけども、18が漂着物を処理するために必要な施設の補助金ということで近いけども、19、20、21は単純に発生抑制の関連ですよね。ですから、そういうのが一緒に入っているんで、その辺は各省庁に任されているとっていいでしょうか。

○坂本海洋環境室長 この対策は、ご承知のとおり、関係省庁が一緒になって取り組んでいくということでございます。ただ、発生抑制に資するものかどうかとか、それから、回収処理という部分については、私どものほうとしても、いただいた資料を見ながら整理をさせていただいているところでございます。

それから、田中委員がおっしゃった、まさしく藤枝委員と同じ、その内数ではなくて、実績という話につきましては、来年度に向けて関係省庁さんとお話をさせていただければというふ

うに思っております。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。

西島委員。

○西島委員 各委員がご質問をされていますので、私も一言だけ。

今回の資料で一番私の目を引いたのは、11 ページの海岸漂着物等地域対策推進事業でございます。昨年度の補正予算で 25 億円という、グリーンニューディールに匹敵するような大きなお金がついている。これを使って都道府県への事業計画の策定の補助と、もう 1 点、漂流・漂着物の回収処理に関する支援ということが挙がっております。これもこの委員会でこれまでずっと議論されてきたことの成果の一つではないかと思うんですが、ただ、この中でも、とりわけ海底ごみというのはなかなか難物であると思われれます。瀬戸内海一つをとっても海域は広大で、かつ、恐らく瀬戸内海に、藤枝先生もいろいろ勉強されてはいたけども、沈んでいるごみの量というのは膨大なものではないかと思うのでございます。つきましては、現時点でどのような自治体がどのような形でこれらの回収に取り組もうとしているか、現時点でお伺いできる範囲があればお話を伺いたしたいと思います。

それから、2 点目は、この予算は 26 年度の補正、そして、来年度は 3.5 億円というふうに計上されておりますが、一定期間継続して予算化がなされ、事業化がなされると理解しておいてよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

実のところ、漂流・海底ごみについて、私も全てを承知しているわけではございません。ただ、瀬戸内海の香川県さん、岡山県さんがそれぞれ既にお取り組みだと伺っておりますし、岡山県さんなんかは、ほぼお金をかけずに、できる限り持ち帰ってくるようにと。来たものではできる限り市町村の協力も得ながら回収を行っていくという形をとっていきたいというふうに伺っておりますし、香川県さんは、県と内陸の市町村も含めて一体となって、海底ごみについて回収処理をするための基金みたいなもののお金を積み立てて、その中で執行していくと。また、あわせて、河川等における発生抑制対策にも取り組んでいくと伺っております。

それから、二つ目でございます。漂流・海底ごみの予算、環境省、今回、新しいメニューとして追加をさせていただいております。これにつきましては、ご承知のとおり、グリーンニューディールのときからずっと私どもは補正予算でやってまいっております。今般、27 年度予算でも、今、国会のほうでご審議いただいておりますけれども、芽出しをさせていただいているところもでございます。時間はかかるかと思いますが、当初予算でも可能な限り予

算が確保できるように私どもは取り組んでいきたいと思っております。またご指導のほどよろしくをお願いいたします。

また、漂流・海底ごみにつきましては、昨年度の専門家会議の中で委員の皆様にご審議いただきまして、できる限りメニュー化していくようにというご助言も賜って、その成果だというふうに考えておりますので、本当にありがとうございます。御礼申し上げます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

海底ごみについては始まっているそうですので、よろしいでしょうか。

時間も来ておりますので、次の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは次に、議題の2番目の海岸漂着物処理推進法施行状況について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○坂本海洋環境室長 それでは、ご説明を申し上げます。

○三枝海岸漂着物対策係長 それでは、資料3、平成26年度海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果（抜粋）をご覧ください。

では、説明させていただきます。

まず、1ページ目をご覧ください。こちらは、地域計画の策定状況及び策定予定時期についてという調べを行ったところ、地域計画の策定状況を抜粋させていただいております。平成26年11月現在で地域計画が策定されているのは、47県中32県でございました。

下のグラフをご覧ください。円グラフで68%とありますが、その下です。昨年度からちょっと変わっておりませんが、32県で変わっておりませんが、ただ、来年度、私どもの海岸漂着物地域対策推進事業を行う上で、地域計画を策定してくださる県が4県ほどございましたので、来年度は少し伸びるのかなと、このように思っております。

それでは、次のページをご覧ください。こちらは、海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況というところでございます。調査の実施状況、円グラフをご覧ください。実施した県は19県でございました。こちらは、平成25～26年度の間にやったか、やらないかというところでございます。これだけの県がやっているというところでございます。以前にもう既にやられているところに関しては、むしろ回収のほうに力を入れているということもございまして、このような数字なのかなと、このように考えております。

それでは、次のページをご覧ください。どのような調査を行ったかというところ、一番多かったのが海岸漂着物の量、そして、種類などの調査というところでございます。このような調査の結果をどのようなものに使ったかというところ、3ページの下の方のグラフです。海岸漂着物対策の

基礎資料に資するもの、もしくは、発生抑制対策としてどこに力を入れればいいのかと、そのように使っているということでございます。

それでは、次のページをご覧ください。ごみ等を捨てる行為の防止措置ということで、都道府県等がどのような取組をしているかをまとめたものでございます。

図 3-1 をご覧ください。一番多かったのは、パトロールや監視活動といったところでございました。また、実際に監視できなくても、看板や標識等の設置ということを次に多くやっただいております。また、キャンペーンや啓発活動も実施していただいております。

その次のグラフは件数ですが、都道府県数と全く一致しておりますので、割愛させていただきます。

それでは、次のページ、5 ページ目をご覧ください。4、民間団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮の実例ということで、こちらは、民間団体との連携や活動に対する支援に関して、グラフを抜粋しております。一番多かったのは、ボランティア活動との連携もしくは支援ということございました。こちらに関しては、ごみ袋を提供したりですとか、軍手などを活動される方々に提供するという例がございました。

それでは、次のページをご覧ください。安全配慮の実例というところで、何が行われたかといいますと、これは、全体の数としては少なかったのですが、海岸漂着物等の取扱い等に関する指導や海岸清掃マニュアルの策定・周知などが行われたということでございます。

続いて、7 ページですけれども、どのような組織と連携したか、また、連携が想定されたのかというところがございますが、一番多かったのは、清掃活動などを行っている NPO や NGO などでございます。また、場所によっては、漁業協同組合、もしくは、町内会や自治体との連携をいただいているところもございました。

それでは、次のページをご覧ください。8 ページ目です。海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発に関しての調査をさせていただきました。

図 5-1 をご覧ください。一番多かったのは、環境イベントなどキャンペーン等啓発活動を実施したという例でございました。また、同じ数だけ、新聞やテレビ、ホームページ等による啓発活動もしていただいております。また、ポスター・パネルの展示、清掃活動・クリーンアップ活動、また、パンフレットの作成・啓発素材の配布、このようなものもしていただいております。また、学校や企業における環境教育の実施というものも結構行われているというところがございます。

それでは、次のページをご覧ください。ごみ等を捨てる行為の防止措置ということで、環境

教育や普及啓発活動以外で何が行われたかというところで情報収集をしたところ、清掃活動を通じた環境教育であったり、関係自治体が連携した漂着物対策の検討などを行っていただいております。

それでは、次のページをご覧ください。このような色々な取組がありましたけれども、その中で、発生抑制対策として波及効果が期待される実例というものをアンケートしたところ、図6-2のグラフですが、パンフレットの作成や啓発素材の配布等というのが一番多い例でございました。また、環境イベント・フォーラム・キャンペーン等の啓発活動も、また少し波及効果が期待されると、担当の人間が感じたところであったというところでございます。

それでは、次のページをご覧ください。11 ページ目、発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題ということで、発生抑制の検討後の課題ですけれども、11 ページ目のグラフをご覧ください。まず、一番多く挙げたのは、普及啓発の効果的な実施時期や方法の検討が必要であったというところでございます。どのような効果を得られるか、どうすれば効果が得られるかというところは、皆さん、なかなか不安であるというところでございました。また、一つの県だけではなくて、広域レベルで取り組む対策が必要と答えられた県もございました。また、国際連携や協力の必要性や、内陸部の住民の方々への普及啓発が必要ということもございました。また、次に来たのは、河川経由、河川関連の施策というものも重要視されているようでもございました。

それでは、次のページをご覧ください。都道府県が今後どのような発生抑制対策を実施するかということで、今後の予定をアンケートしたところ、パンフレットの作成や啓発素材の配布等を実施するということが一番多くなっておりました。

それでは、13 ページをご覧ください。こちらは海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生原因の究明ということで、やられた事業をアンケートしたところ、まず、海岸漂着物等の効率的な処理ということでは、市町村の処理施設との調整をしたと。また、海岸漂着物等の実態調査を実施したと。また、漂着物回収・処理・発生抑制事例集を作成した。また、海岸清掃マニュアルを作成した。これが効率的な処理の例でございました。

次に、海岸漂着物等の再生利用でございますが、流木等を食品加工時の助燃材とするための手法及び実証試験を行い、手法の確立を行った。また、海岸漂着物の回収・処理・発生抑制事例集、を作成した。また、県内において海岸漂着物の再資源化の可能性に関する調査検討を実施しているというところでございます。

また、発生原因の究明等というところでは、農業用水路へのごみの流入量、もしくは、種類

の調査を行ったというものがございました。また、漂着物の多い海岸を対象とした詳細調査を実施して、県内陸部から河川を通じて流出したごみが多く漂着していることや、気象との関係などの調査を実施した。また、河川におけるごみの分布状況、流出状況の実態調査を実施した。海岸の漂着物調査による発生国の調査を実施した。川からのごみの漂着動態調査を実施した。また、アンケート調査による実態調査を行った。また、海岸漂着ごみの現地調査による実態把握を行った。海辺の漂着物調査を行った。また、韓国における海岸漂着物等の実態調査を行った。また、県内海岸漂着物の実態調査を行った。最後に、県内の2級河川におけるごみの調査を行ったということで、海岸ですとか河川、もしくは、海外での実態把握というものを行っていただいております。

そして、次のページをご覧ください。最後に、海岸漂着物対策事業に係る事業費の結果をこちらの表にまとめました。14 ページの表は、平成 25 年度に行った事業費のまとめでございます。そして、15 ページは、平成 26 年度の 11 月末までの事業費をまとめたものでございます。

次のページをご覧ください。こちらに平成 25 年度の実績の調査をグラフにしておりますが、まず、図 8-1、上のグラフをご覧ください。実施主体別の事業費としては、都道府県が 28 億円程度、市町村が 13 億円程度ということで、都道府県さんに、市町村さんの倍ぐらいの事業を実施していただいております。

その次のグラフですけれども、海岸漂着物対策関連事業の予算の出元がどのようなものかというところなんです。まず、国庫補助事業としては基金事業がほとんどでありまして、その後、災害事業というのが約 4 億円ございました。また、民間団体の補助というものも若干ございました。また、都道府県単独事業としては、直営のものが 4 億円程度ということで、全体としては、全国の海岸漂着物の事業というのは国庫補助によるものが大きいのかなと、このように考えております。

そして、最後、17 ページ、18 ページ、19 ページというところですが、都道府県からの要望というものを調査いたしました。

18 ページですけれども、まず、発生抑制、啓発及び情報公開に関しては、効果的な発生抑制方法について他の都道府県でいい事例があれば情報共有をしてほしい、河川の流域の上流、下流にわたる幅広い関係者が連携した発生抑制対策の先進事例の収集・紹介をしてほしいというものがございました。

また、仕組み・連携のところですが、特に、発生抑制対策事業については、自治体間で実施内容にばらつきがあるので、全国的に長期的な効果を狙うためには国が主体となって行

うべきではないかと、このようなご意見もいただきました。

また、漂着したごみ以外のものに関しては、漂流・海底ごみの回収処理について、各役割分担を明確にして、低コストで実施できるような方法についての情報提供をお願いしたいと、このようなご意見をいただいております。

また、国際問題に関しては、日本海沿岸諸国に対して、廃棄物の適正処理、また、原因究明やその防止策、監視対策の強化などを国において働きかけてほしいと、このようなご意見をいただきました。

また、海岸漂着物の処理ということで、塩分を含んだ流木などの処理が進まない状況にあると、このような課題もあるというふうにいただいております。

そして、最後に 19 ページですが、財政支援に関する要望ということで、こちらは、全体をまとめますと、海岸漂着物の処理に関して恒常的な予算措置をお願いしたいというご意見をいただいております。

また、次のページ、最後の 20 ページになりますが、海岸漂着物地域対策推進事業の対象地域を拡大し、海岸だけでなく河川のごみも回収処理ができないかということ、連携については、海岸漂着物対策について、ごみの発生者が原因者不明であるというところから、今後も補助事業を継続していただきたいというご意見をいただいております。

以上でございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

ただいま、施行状況、地域での地域計画の進行状況等を含めて、法律施行後の各都道府県の実施状況の内容を説明していただきました。その内容につきまして、今、抜粋版を使ってご紹介いただきましたが、この内容につきましてご意見は。

藤枝委員。

○藤枝委員 今、報告いただいた内容なんですけども、海ごみ対策は全体的なレベルアップです。だから、都道府県別それぞれではなくて、各都道府県のレベルアップを求めなければならない課題だと考えています。

今の説明ですと、事業、要するに、各条項、法律内の事業についての善し悪しが出てきたのですけれども、各都道府県でどの対策が今進んでいて、どの対策を苦手としているのか、もしくは遅れているのかというところが、今の分析だとちょっと見えないというところがあります。

もう一つ。どこでどこが進んでいるか。どの地域で海ごみ対策が進んでいるのか。また、どの地域で遅れているのか。なぜその地域では進んでいるのか。これは、お金があったから進ん

でいるのか。人がいたから、組織があったから進んでいるのか。文化があったから進んでいるのかはわかりませんが、そういうところまでしっかり進めて、苦手もしくは遅れているところをレベルアップしていくヒントを何か見つけていく必要があると思います。

それから、もう1点ですが、この法律は、この議題でいくと、法の施行状況です。答えた内容はほとんどといいますか、都道府県からのアンケート結果ですが、この法律の主語には「国及び地方公共団体」というふうな主語の条文もたくさん出てきます。ですので、次回、同じような施行状況の調査をされる場合には、国もこの各条項についてそれぞれ対策を、どのような対策を行っているのかということの一つ加えていただければと思います。

以上です。

○兼廣座長 ありがとうございます。

藤枝委員からのご指摘について、何かご意見はありますか。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

国の取組については、その前にご説明させていただいた予算並びに予算措置を伴う事業という形でご報告させていただいておりますが、法の各条項に基づいた整理というのはしておりませんので、少し来年度に向けて工夫をしてみたいというふうに考えております。

○兼廣座長 ありがとうございます。

確かに、藤枝委員の指摘のように、グリーンニューディール基金ができてから、もう既に5年ぐらいたつのでしょうか。だから、昨年度と比べてどのくらい、どのような項目についてレベルアップしたのか、実態的な割合とか数値みたいなものを対比で出していただいたほうがいだろうというふうに思いますね。過去3年分ぐらいでしょうか。そうすれば、どういう取組がまだ進んでいないのか、足りないのかというのが見えてくると思いますので、どちらかという、全体的なその取組の状況をご紹介いただいたということにはなるのかなとは思いますが、ちょっとそこら辺を少し工夫していただければというふうに思います。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

ご指摘のとおり、工夫してみます。

○兼廣座長 ほかに。

小島委員。

○小島委員 後ろのほうの都道府県からのご意見、要望等のまとめのところ、さまざまな事例等情報の共有を求めるといってお声が非常に多くて、予算編成の前の都道府県担当者へのご説明の機会などをなさっているのは承知をしているのですが、そういうものとはまた別に、

年に1回なり2回なり、こういった都道府県、あるいは、できれば、市町村の方も一緒に来ていただいて、情報共有などを行うような機会を国として設けていただけると、地域での取組がもっと進むのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

会議の開催の有無というのは、また物理的な制約も出てこようかと思うんですけども、実は、都道府県さんのほうに、私どもの予算で補助事業でやっていただいたものにつきましては、25年度実績を頂戴しております、個別の事業ごとに。その中で、発生抑制対策等につきましては、公開してもいいというものも幾つもございます。それについては、私どもは情報を頂戴しておりますので、それを集約して、オープンにしてもいいというのはアドレスなんかも頂戴しておりますので、そういったものは全部集計してお返ししたいというふうに思っております。

ご指摘のとおり、私どもの大きな役割というのは、各地域で取り組んでいただいているものを私どものほうでお願いして集めて、また、皆さんにお返しするという中で、切磋琢磨が少しでも早く実現するよというところが私どもの役割だと思っておりますので、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○兼廣座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

○川崎委員 環日本海環境協力センターの川崎です。

当財団の事業の紹介をさせていただきます。

当財団は富山県にあります。富山県では、漂着するごみの8割が県内から発生するものといわれており、また、富山県特有のことですが、5月、6月に河川上流で草刈りをして、それが流れ着いて海岸のほうに漂着することが課題となっております。

いわゆる漂着物の回収とか処理のみならず、発生抑制のことも重要だと考えておまして、県のほうでは、1級河川小矢部川流域をモデルとしまして、25年度、26年度にかけて、流域の行政や関係機関による協議会を設置し、発生源抑制対策を検討するとともに、フォーラム、バスツアーなどを開催して、上流の方が海岸清掃することを行ったり、リーフレットの配布などを行ってきました。その結果、最近では上流の方の理解が深まったことによって、海岸付近の住民からは、刈草の漂着物の量が減っているというふうな声も聞かれております。

当財団では、従来から漂着物の調査や啓発にも努めておりますけれど、漂着ごみ対策も課題としているNOWPAPの一つの活動センターでもありますので、この小矢部川のモデル事業を

NOWPAP の枠中でも発信していきたいと考えております。このような発生源抑制対策をそれぞれ各地でやっておられると思いますけど、よりよく推進できる様に、国においては十分な支援をよろしく願いますということです。

○兼廣座長 ありがとうございます。

富山県の例と言ったほうがよろしいのでしょうか。今、ご紹介いただきましたので、ご参考いただければというふうに思います。

渡邊委員。

○渡邊委員 座長、ありがとうございます。

4点ございまして、最初の一つは興味本位的なことでも申し訳ないですけども、琵琶湖ですが、琵琶湖については特別ないろんな対策があるかと思うんですけども、例えば、琵琶湖の場合は、海岸と言えるかどうかはわかりませんが、あの場合の漂着ごみについて、例えばの例ですけども、環境省さんの海岸漂着物の事業で補助ができるのかどうかということが1点目でございます。

2点目ですけども、1ページ目の計画策定の状況を見ていまして、もうこれは進展がないなという心配を非常にしたんですけども、そうしたら、先ほどのご説明で、来年は4県増えるということで、きっとこの4県を増やすために相当環境省さんは努力されたのではないかと、ご努力に敬意を表するわけでございますが、残りの未策定で予定なしというところについて言いますと、発生源といったら、原因県と言ったら語弊があるんですけども、例えば岐阜県とか、要するに、内陸で、自分のところは海岸がないから関係ないよと思われるところが入っておられるわけですね。やっぱり、発生抑制という点からいくと、こういったところも非常に重要であり、まさにこの法律の対象ではあるかと思うんですけども、これについては、多分、特にインセンティブというんですか、つくるあれがないのでつukらないということだと思わうんですが、これに対しての環境省さんの取組の姿勢はこれからどうされていくのか。こういうところはしようがないと思われるのか。あるいは、こういったところにもつくってほしいと思われるのか。もしそうだとすると、そういった県に対してもつukらせるようなインセンティブを与えなければいけないと思うんですけども、その辺をどうされるのかということが2点目の質問であります。

3点目ですけども、今回は間に合わないと思いますけれども、3ページ以降の調査結果ですが、大体毎年されておられると思うんですね。大体毎年こういう結果が出ているような気がするんですけども、気がするだけなものですから、一体、こういった中で数回やっている中で、

これらの結果に少し変化があるのかないのか。そういった過去との縦の比較をしていただいたらいいのではないかとということが3点目でございます。

4点目は、これも必ず言っているのですけども、海外、近隣諸国への働きかけということが相当重要だと思うんですが、この点について、この1年間で何か進展があったのかどうか、ご紹介いただければありがたいと思います。

以上です。

○兼廣座長 ありがとうございます。

4点ありましたが、事務局のほうからか、あるいは、各省庁の担当する担当のところでお答え願えればというふうに思います。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

まず、琵琶湖の対策でございますけども、これは、漂着ごみがよそからやって来るという前提で、事業とか法律もそうでございますが、そうなってくると、大体1県で完結してしまうというような形が多分琵琶湖だろうと思っておりますので、実際に湖岸に漂着したものを回収していただくための補助金という部分についてはなかなか難しかろうと思っております。ただ、琵琶湖水系は、当然淀川等があつて、瀬戸内海等へ流れていきますので、そういった意味で、発生抑制対策として補助事業をご活用いただくということはあろうかというふうに思っております。

それから、内陸県への働きかけでございますが、決して何もしていないわけではないのですけれども、なかなか温度差があるというのが正直なところだろうと思っております。ただ、よく出てくる話として、東海3県の岐阜県さん、三重県さん、愛知県さんと非常に連携しながら取り組んでおられるというふうに伺っておりますので、そういった部分について、ほかの内陸県さんのほうにも私どもはお知らせしながら、変な言い方ですけども、息長く働きかけていければというふうに考えております。

それから、過去との分析についてはおっしゃるとおりでございます。来年度に向けて比較できるように考えていきたいと思っております。

それから、近隣諸国でございますけれども、近隣諸国は3カ国、4カ国ございますが、そういったところとの関係につきましては、私ども、3カ国の環境大臣会合も含めまして、いろんな場面で、NOWPAPも、先ほどの話がございましたけども、働きかけ等を行っております。すぐに結果が出てくるものではございませんけれども、加害者、被害者というわけではなくて、共通の課題として彼らと一緒に取り組んでいくことによって、結果としてごみが減っていけば

いいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

4点についてお答えいただいたのですが、多分見えにくくて、それぞれは多分やられているんですよ。ただ、全体としてそれが反映されにくいとか、見えていない部分があるのかもしれないですね。そういうこともわかるようにしていただいたほうがいいのかもしれないです。今のはそれでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。

先ほど渡邊委員から指摘があった中で私も感じているのは、実際のこういう取組状況、海なし県が入るのか入らないのかは別として、海なし県を除けば、9割以上がいろんな形で地域計画に取り組んではいるわけですね。そういう意味では効果は上がっていると思います。

ただ、具体的な漂着ごみの対策とか、根本的なものは、両輪あって、一つは、発生したものの回収処理を効果的・効率的にやるということが一つある。それと、そういうものを絶つための発生抑制の取組ですね。それは、各都道府県にアンケート調査されて、前年よりよくなってきているよとか、そういうことは感じられるのでしょうか。定性的かもしれないですが、そういうことが本当は数値でわかれば、もうちょっとわかりやすいということだと思んですが、何か参考になるようなものは。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

私の感覚でございますけれども、皆さん、今まで、実態調査みたいなものをグリーンニューディールのころからやっておられていたのですが、今は、発生抑制対策について、普及啓発の部分が随分多くなってきたと。割合として、また、金額としても多くなってきたというふうに感じております。

また、グリーンニューディールのときは、都道府県だけが重要主体でございましたけども、基金事業から市町村さんも事業主体として参画していただいて、その輪も広がってきていると思いますし、積極的に参加していただいているところも増えてきております。そういった部分について、定性的なお話ではなくて、定量的に数字等をお示するという努力は、私どものほうが来年度に向けてやっていかなきゃいけないことだろうと思っております。

○兼廣座長 もう1点だけ。グリーンニューディール基金のときにも、ご意見がこの中でも出たかと思うんですが、予算数十億円の中で、実は、海岸に発生したごみの回収処理に八、九割の予算を使っている。初期はそれで構わないと思うんですが、地域計画が普及していけば、あ

まりごみを回収するためだけの費用のために予算化されているわけではないという。組織的に運営が円滑に県を中心として動くようなことも期待されているというふうには思っはいたのですが、その部分はどうなんでしょうか。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

ご承知のとおり、回収処理と発生抑制と二本柱でやってきております。発生抑制の比率については、グリーンニューディールが始まった 21 年から徐々に増えてきていると思っております。今後も増えていくかというのは、今回、補助率の問題で地方負担も出てまいりました。そうすると、むやみに事業費の拡大もしづらいというところもあろうかと思っておりますけども、発生抑制については一つの弾みがついていると思っておりますので、私どもはできる限り、そこについては自治体さんのほうにやっていただけるよう促していきたいと思っております。

○兼廣座長 ありがとうございます。

ほかに委員の方々からご意見、ご質問はございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 直接関係ないかもしれないですけども、東日本大震災で海に流れたごみが、最初、当初は約 500 万トンという数字で、そのうち、不燃ごみで 7 割が海底ごみになって、3 割が漂流ごみになって、海底に落ちているものはできるだけ回収するという努力もされているように思います。ところが、環境省のデータで、平成 25 年のデータではその数字が見直しされています。それで、発生量約 1,600 万トンの災害廃棄物から仮置きに行ったのが 1,500 万トンで、したがって、その差が海に流出された。その数字が約 100 万トンになっています。ですから、当初の海に流出されたはずだと予測した 500 万トンが 100 万トンに、5 分の 1 近くになっているんです。そうすると、100 万トンのうちの 7 割で 70 万トンぐらいが海底ごみになっているということで、回収したものでかなり回収されたのかなと思います。その数字だけを見るとです。ということで、そういう新しい情報も海外に発信し、また、対策にもそういう数字に基づいた計画が必要かなと思いました。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。ご指摘のとおりだと思っております。

沈んだごみにつきましては、相当な量を、ここ 3 年、4 年の間に、それぞれの被災地の業者さんが中心となって、もしくは、港湾関係者の方が中心となって回収なさったというふうには伺っております。私が漏れ聞くところによりますと、50 万立米近くは水産庁さんの事業の中でも回収なさったというふうには伺っております、比重が大体 1.6 というふうには伺っておりますので、それだけで 80 万トン近い数字になるということで、私が言っちゃうと後で怒られてし

まいますけども、すごく頑張って回収をなさっていて、ただ、どうしても取り切れないものがまだたくさん残っているということも事実だそうでございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○西島委員 申し上げにくいことかもしれませんが、実は、漂着ごみ問題というのは、この法律ができて当初の期間は、地方自治体が非常に一生懸命にやっていたらっしゃったと思っておりますし、この表にございますように、地域計画も策定されております。ただ、少し時間がたってきたがゆえに、この計画に基づいて、いろんな方々が連携しながら各自が努力をして漂着問題をなくしていくという取組が、これも若干足踏み状態になりつつあるのではないかと。これは、いろんな地方自治体の方のお話をお伺いしていると、そんな懸念もなきにしもあらずでございます。またこれからも補正予算をとり、予算化されるというのであれば、もう一度初心に立ち戻って、この計画の見直しをするような取組の中でいろんな方々が連携して、再度漂着問題を積極的に地域地域で行っていただけるように取り組まれるといいのではないかと気がしております。今日は委員会ですので、よろしく願いするということで、ご要望を申し上げておきたいと思っております。

○兼廣座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。21年から随分たちますので、中だるみとかにならないように、小島委員もおっしゃいましたけども、いろんな会合を開催しながら、もしくは、いろんな自治体の取組をきちんと共有できるような形をしながら、私どもは取り組んでいきたいと思っております。今後ともご指導のほうをよろしくお願いいたします。

○兼廣座長 もう1点だけですが、18ページになりますが、アンケート調査等の結果の各要望事項が出ていますが、こういう問題がいつも出てきますので、下から2番目の海岸漂着物の処理、特に、焼却するときのダイオキシンの発生云々等で議論されることがあります。私自身も多少そういう懸念を持って話をしていたのですが、実は、こういう取組はあまり紹介されていないのですが、水産庁のほうでは、発泡スチロールのフロートの処理に困って、その回収処理の一環として、リサイクル化の実験もやっています。実際に塩分を含んでいるのですが、焼却してダイオキシンが発生するかどうかという研究とか実験的なものを、この間、横浜

国大の化学分析の専門家の先生にお願いして、やっております。その結果を見る限りは、基本的に、そういうものに含まれている程度の塩分であれば、ダイオキシンの発生にはつながらないと。私自身もまだ不安でよくわからなかったのですが、お話を聞く限りはそんなに心配することはないという。そこら辺を少し確かめながら、処理にもうまく有効に使われたほうがいいのかなと。海ごみは塩分があって、ダイオキシンが発生するから、どこの市町村でも受け入れてもらえないという雰囲気があります。100%誤っているかどうかはわからないのですが、少なくとも、燃焼効率を800度にしなくても、数百程度でもダイオキシンの発生には基本的につながらないのではないかという結果も出ておりますので、そういうことも少しずつ明らかになりつつありますので。そういう意味では、海ごみに対しての取組というのは、実はあまりこういうところでも出てきてたり出てこなかったりする事例も結構ありますので、まとめていただければというふうには思います。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

貴重な情報だと思います。水産庁さんのほうにまたお願いして、情報もいただきながら、また、環境省内でも、廃・リ部も含めましていただいた情報について整理し、自治体のほうにお知らせできるものはお知らせしていきたいと思っております。

○兼廣座長 少しずつ一般廃棄物とまぜて処理する分には、多分あまり影響ないような気は以前からはしていたのですが、そこら辺も何かご検討を願えればと思います。

ほかにございますか。

小島委員。

○小島委員 兼廣先生がおっしゃったことと関連して、私が協議会の委員をさせていただいているある自治体で、流木、それから、プラスチックのごみもそうなんですけれども、塩分を含んでいるということで、当該地域内の施設のほうから搬入はやめてくれというふうに、地域内で意見の対立があると。雨ざらしなどによる脱塩試験をして、かなりいい結果が出ていると聞いておりまして、年度が変わると恐らく報告書が出てくると思いますので、ご参考になさってください。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。ぜひとも頂戴できればと思います。

○兼廣座長 特にご意見はよろしいでしょうか。

本当にいろんなご意見をいただきまして、ありがとうございました。

関係省庁におかれましては、今日の各検討委員のご意見等を踏まえながら、今後の海岸漂着物の対策を進めていただければというふうに希望したいと思います。

その次に、議題の3番目、その他になりますけれども、委員の方々のほうから何かご意見とか情報の提供等あれば、ご紹介いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

なければ、事務局のほうにお返ししますので、連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

事務局から特に連絡事項等はございません。

なお、本日は大変貴重な情報をたくさん頂戴いたしました。これにつきましては、今後、法に基づいて設置されております海岸漂着物対策推進会議を、来年度になろうかと思いますが、開催させていただきまして、その中でご報告等させていただきながら、政府一丸となって海ごみ問題に取り組んでいくよう頑張ってまいりたいと思っております。また、推進会議の日程等につきましては、関係省庁の皆さんにまた後日個別にご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○兼廣座長 よろしいですか。

本当にありがとうございました。これで第9回の海岸漂着物対策専門家会議を終了させていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

午後4時39分 閉会